

日本リハビリテーション工学協会
2009(平成 21)年 4 月 23 日制定

支部設置要綱

(目的)

第 1 条 日本リハビリテーション工学協会(以下、協会という)会則第 3 1 条および施行細則第 1 6 条から第 1 8 条および同第 3 7 条に基づき、支部設置に必要な要綱を定める。

(設立発起人)

第 2 条 支部設立には、当該地域にて活動する正会員 5 名以上の発起人を必要とする。

(設置申請)

第 3 条 以下の事項を含んだ申請書面を分科会担当理事(以下担当理事とする)宛に提出する。

- (1) 名称、対象地域(都道府県名を記載する)
- (2) 設立発起人会名簿
- (3) 設立時の役員案
- (4) 支部会則等
- (5) 初年度事業計画案および予算案
- (6) その他、当協会理事会が求める必要書類

(構成)

第 4 条 支部役員は協会員でなくてはならない。
2 支部の正会員は協会員でなくてはならない。
3 支部の対象地域は原則として既存の支部の対象地域と重なってはいけない。
4 当該地域の協会員は原則として支部会員となるが、協会員はこれを拒むことができる。

(財政および活動助成金)

第 5 条 支部は独立採算とする。
2 支部は、別に定める支部助成金支給規定に基づき、活動のための助成金を当協会より受けることができる。

(会計年度)

第 6 条 支部の会計年度は協会の会計年度と同一とする。
2 ただし、支部が独自の規則等で会計年度を定める場合は前項の規定は適用しない。

(申請書類の受理および審議)

第7条 担当理事は、提出書類の内容確認を行い、直近の理事会に支部設置議案を提出する。

(認定)

第8条 支部の設置は理事会の議決を経て、理事長がこれを認定する。

(通知)

第9条 支部設置が認められた場合は、理事長が支部設置認定書を発行する。

- 2 設置が認められなかった場合は、担当理事がその理由書を作成し、理事長が申請者にこれを送付する。

(活動の開始)

第10条 設置が認められた支部は、設置認定書の受理を持って活動を開始することができる。

(支部の権利)

第11条 支部は日本リハビリテーション工学協会の名称およびロゴならびにドメインを使用することができる。

- 2 支部は協会誌上に毎号1ページ以内の記事を掲載することができる。

(報告義務)

第11条 支部長は支部の会計年度終了後速やかに、協会理事会に対して支部の会計および事業ならびに支部会員の報告をしなければならない。

- 2 年度の途中であっても、担当理事を通して協会理事会の求めがあった場合は、速やかに協会理事会に対して支部の会計および事業ならびに支部会員の現況報告をしなければならない。

(会員への周知)

第12条 支部の活動状況については、守秘義務等特別な理由がある場合を除き、担当理事をとおして協会会員へ周知されなくてはならない。

(解散)

第13条 支部が当協会の品位を傷つける活動を行った場合、もしくは第11条の規定に反する場合は、理事長は理事会の決議を経て支部を解散させることができる。

- 3 前項の規定に基づいて支部を解散させる場合は、当該支部に対して理由を示した通知を行い、弁明の機会を与えなくてはならない。
- 4 支部は、支部会員である協会会員過半数が出席する支部総会において、2 / 3以上の賛成に基づいて解散することができる。なお、支部総会は電磁的方法で開催してもよい。
- 5 第4項の議決にて解散した支部は、速やかに担当理事に報告しなければならない。

- 6 解散した支部の残余財産の全ては協会に帰属する。

附則

- 1 . 本要綱は 2009（平成 21）年 4 月 23 日から施行する。